

## 平成26年度第3回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

### 1 日時

平成27年1月29日（水）10:00～11:50

### 2 場所

ルポールみずほ

### 3 出席者

菅原佳典委員長、及川洋委員、千葉一明委員、相馬智子委員、家入昭彦委員、  
小西知子委員

### 4 審議事項

#### 【県発注工事に係る入札・契約手続きの運用状況について】

委員：過去（平成23年頃）と比較すると、年々平均落札率が上がってきている。  
入札業者の積算が県の積算に近づいたということか。

事務局：平均落札率が上がってきているといった現象はご指摘のとおりである。

過去においては、建設業者間の過当競争があり平均落札率が下がっていた。  
過当競争が原因で業者も疲弊し、工事の品質確保面や安全確保面においても弊  
害が生じた状況があり、低入札価格調査基準を見直ししたほか、県としては予  
定価格の根拠となる設計価格も物価の変動を反映させるなど、適切な予定価格  
の作成に努めている。

委員：業者の経営が厳しくなっており、落札率が上昇し利益が確保できるようにな  
らないと業者は生きていけないのでは。

事務局：平成25年以降2度に渡り低入札価格調査基準を見直しし、現在の基準の平  
均的モデルケースでは予定価格の約90%程度のレベルまで上昇した。現在は  
このレベルが平均落札率の概ね下限となっている。一方で入札不調・不落とい  
った状況もあり、さまざまな要素により現在の落札率となっているものと考え  
る。

委員：一般的に業者間の競争が激しければ平均落札率は下がるものとする。

現在は物価や労務単価の上昇や、東日本大震災の特需の影響で、業者側も入札  
額を引き上げなければやっていけない状況であれば平均落札率の上昇も理解で  
きる。これらの特需や物価上昇といった状況が落ち着けば平均落札率は下がる  
か、または高止まりで推移するのか、どのように考えているか。

事務局：現在の入札制度である条件付き一般競争入札においては、幅広く業者に参加  
してもらい競争を図っているが、工事の発注量等業者側のいろいろな状況があ

り、特需や物価上昇といった状況が落ち着けば、状況が変わる可能性はあるが何ともいえない。

委員：中央のほ装業者の東日本大震災復興事業における談合の話題がここ数日出ているが、その中の記事において「落札率が95%を超えると談合の疑いが極めて強い」と断定的な記述があった。

この基準を当てはめると今期対象工事の多くは談合の疑いが強いと括られてしまうが、このことについて県の見解は。

事務局：過去の過当競争による受注するための低価格入札が落ち着き、東日本大震災の影響で資材や労務単価が高騰する状況もあり、業者側としても受注後赤字になるような価格で応札しない方向に向かっていると推測され、その結果として今回の平均落札率となっている。

このような状況でも、東北六県においての本県建設業者の利益率は一番低い。

東日本大震災復興関係の状況が落ち着き、他県の影響を受けず安定的な収益が見込めれば平均落札率も落ち着く可能性はあるが不透明。

「落札率が95%を超えると談合の疑いが極めて強い」との考え方も過去にはあったが、低入札価格調査基準の引き上げ等、平均落札率が上昇する要素があり、当時の考え方と単純に比較するのは難しい。

本県としては予定価格が適正価格として考えており、数字にこだわる必要はないと考えている。

委員：秋田地域振興局管内の低入札調査件数が他に比べて多く、落札率も低い。

事務局：秋田地域振興局管内は他管内に比べ競争が激しい状況と認識している。

#### 【抽出案件（公営企業課：柴平発電所 隧道補修補強工事）】

委員：小断面隧道補修の実績のある業者は少ないか。

公企課：大断面（普通の道路トンネル程度）になると実績のある業者数は多いが、今回の内径1.5m程度の水路トンネルの補修自体あまり実施される工事ではないため、実績業者数は少ない。

委員：県内業者でこの分野が得意な業者は。

公企課：県内業者においてはほとんどこの分野の実績がない。

委員：トンネルの専門技術者の労務単価は落盤の危険や粉じん等の問題から一般土木作業員に比べて高く、専門技術者が逼迫している状況であれば、実行予算に見合う高めの入札額を設定したという説明は理解できる。

#### 【抽出案件（北秋田地域振興局建設部：地方道路交付金工事（災害防除））】

委員：企業の判断による一般管理費の調整が推測されるが、県内企業の企業体力は強くない状況である。このような状況が続けば企業の弱体化につながるものが

懸念され、配慮が必要と感じる。

委員：総合評価点の配点において、県内企業が参加しているのに「主たる営業所の所在」の点数が0点となっているがなぜか。

事務局：総合評価においては、同一ブロック内に主たる営業所を有する場合に得点となるルールとしており、0点の共同企業体については、代表者・構成員ともに他ブロックに主たる営業所を有するため0点となっている。

委員：代表者についての要件は「秋田県内に営業所を有する」とは、電話だけある県外業者の営業所も参加可能か。

事務局：建設業法第3条に規定する営業所を有することが要件となっている。

委員：代表者が県外業者が参加可能で、構成員が県内業者のみとなっているが、県内業者育成という観点で見ると、要件は反対ではないのか。

事務局：今回のように共同企業体に発注する工事については、大規模なものであり難易度が高い。

県内業者で施工可能なものは県内業者に発注するという基本的な考えはあるが、施工規模や技術的難易度を踏まえて県外業者のうち県内に建設業法第3条に規定する営業所を有する業者の参加を認めることがある。

この場合、構成員については県内業者として、県内業者を育成する。

委員：もっと大規模な工事であれば分かるが、この程度の金額であれば県内業者としても良いのでは。

事務局：今回の工事は法面工事で特殊技術であり、工事の特性を踏まえて県外業者を加えた。

委員：県外業者による高度な技術力を要する工事に県内業者が参画することで、県内業者の技術力を高めるといった要素も含んでいるという考え方か。

事務局：県内業者においても経験・実績を重ねることで将来的に代表者として施工可能な業者が増えていくことを期待している

【抽出案件（秋田地域振興局建設部：流域治水対策河川工事）】

特に意見なし